

人材紹介に関する業務委託契約書

抜粋

第7条 (報酬の返還)

乙が甲に紹介した応募者が、甲に採用された日から起算して3ヶ月以内に当人の一身上の都合または明らかに応募者の責による解雇で退職した場合は、乙は前条第1項に基づき既に甲から受領した当該応募者についての紹介手数料の50%を甲に返還するものとする。

- 2 甲は当該応募者の退職日から2週間以内にその事実を乙へ連絡するものとし、乙は前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。